## 旭川市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第4号及び第5号に掲げる報酬に対する助成の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(要件の審査)

第2条 報酬に対する助成の対象者の要件の審査は、要綱第9条第1項の規定に基づき申請者 から提出された書類、当該者の同意に基づき公簿等により確認した事項及びこの要領で定め る関係書類をもって行うものとする。

(要綱第8条第1項各号に規定する者の基準)

- 第3条 要綱第8条第1項第1号及び第2号に規定する報酬を負担することが困難であると認めた者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
  - (1) 申請時において、申請者の預貯金及び現金の額から、報酬付与決定額を控除した額が 50万円未満であること。
  - (2) 申請時において、申請者の有する有価証券、生命保険等の売却、解約等により得られる額から報酬付与決定額を控除した額が50万円以上となる見込みがないこと。
- 2 要綱第8条第1項第3号に規定する報酬を負担することが困難であると認めた者は、前項 各号に掲げるもののほか、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
  - (1) 申請月の属する年度(申請月が4月から6月までの場合にあっては前年度)において、申請者及び申請者の属する世帯の全員が市民税非課税であること。
  - (2) 申請者の属する世帯の申請月の収入の合計が、申請月の属する年度の初日において本市に適用される生活保護基準のうち、申請月に係る生活扶助(一時扶助を除く。)及び住宅扶助の合計額の1.2倍以内であること。

(要綱第8条第2項の規定に基づく報酬額の助成の基準)

- 第3条の2 要綱第8条第1項第1号及び第2号に規定する者が死亡した場合における同条第 2項の規定に基づく報酬額の助成は、次に掲げる全ての要件に該当する者に対して行うものと する。
  - (1) 死亡した成年被後見人等の財産のうち,預貯金及び現金の合計額から20万円を控除した額が報酬付与決定額を上回らないこと。
  - (2) 死亡した成年被後見人等の財産のうち、有価証券の評価額、生命保険の補償給付金等の額及び不動産の申請年度における固定資産税評価額の合計額が報酬付与決定額を上回らないこと。
- 2 要綱第8条第1項第3号に規定する者が死亡した場合における同条第2項の規定に基づく 報酬額の助成は,前条第2項各号及び前項各号に定める要件に該当する者に対して行うものと する。この場合において,同条第2項各号中「申請月」とあるのは「成年被後見人等が死亡し た月」と,「申請者」とあるのは「死亡した成年被後見人等」とする。

(要綱第9条第1項の規定に基づき添付を要する書類)

- 第4条 要綱第9条第1項の規定に基づき,旭川市成年後見制度利用支援事業助成金申請書(以下「申請書」という。)に添付すべき書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
  - (1) 要綱第8条第1項第1号及び第2号に規定する成年被後見人等
    - ア 生活保護受給証明書又は支援給付受給証明書
    - イ 報酬付与の対象となる期間における公的年金等の源泉徴収票その他申請者の収入状況 に関する書類
    - ウ 報酬付与の対象となる期間における金銭出納簿,領収書その他申請者の支出状況に関する書類
    - エ 報酬付与申立てに際して家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他申請者の財産状況に関する書類
    - オ 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登 記事項証明書の写し
    - カ 報酬付与の審判決定書の写し
    - キ 申請時における預貯金の額を確認できる書類
    - ク その他審査に必要と市長が認めるもの
  - (2) 要綱第8条第1項第3号に規定する成年被後見人等
    - ア 第1号(アを除く。)に掲げる書類
    - イ 世帯員全員の住民票の写し
    - ウ 申請月の属する年度(申請月が4月から6月までの場合にあっては前年度)において 申請者及び申請者の属する世帯の全員が市民税非課税であることを証する書類
  - (3) 要綱第8条第2項に規定する成年後見人等,財産管理人,又は後見監督人等であって同条第1項第1号及び第2号に規定する者に係るもの
    - ア 生活保護受給証明書又は支援給付受給証明書(成年被後見人等が死亡時に生活保護を 受給していたこと又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援 給付を受けていたことを証するもの)
    - イ 成年被後見人等の死亡に伴い財産を引き継ぐために家庭裁判所に提出する財産目録の 写し
    - ウ 報酬付与の審判決定書の写し
    - エ 成年被後見人等の死亡に伴う相続財産に属する預貯金の額を確認できる書類
    - オ その他審査に必要と市長が認めるもの
  - (4) 要綱第8条第2項に規定する成年後見人等,財産管理人,又は後見監督人等であって同 条第1項第3号に規定する者に係るもの
    - ア 前号(アを除く。)に掲げる書類
    - イ 申請月の属する年度(申請月が4月から6月までの場合にあっては前年度)において 死亡した成年被後見人等及びその者が属していた世帯の全員の収入が市民税非課税と して取り扱われる額であることが分かる書類

(要綱第11条の規定に基づく報酬額の助成の額の算定)

- 第5条 要綱第11条第1項第2号に規定する施設等とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設とする。
- 2 要綱第11条第1項の規定に基づく報酬額の助成の額の上限の算定に当たり、報酬付与の対象期間中に、居宅の期間と入所又は入院の期間が混在する月がある場合は、当該月の2分の1以上を占めた生活の場の区分に係る基準を適用するものとし、同数の場合は居宅の基準を適用するものとする。
- 3 報酬を算定する期間のうち、月の中途で開始し、又は終了する月の報酬額の助成の額は、 要綱第11条第1項の規定に基づく基準額にその月の対象期間の日数を乗じて得た額を、そ の月の日数で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 4 要綱第11条第2項に規定する死亡した成年被後見人等の財産とは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 預貯金又は現金 合計額から20万円を除いた額
  - (2) 不動産(土地・建物) 固定資産税評価額(共有の場合は,成年被後見人等の持ち分割合で按分した額)
  - (3) 生命保険 補償給付金等の額
  - (4) 有価証券 相続税の申告方法に基づき算出した評価額

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月30日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。